

2008年10月16日

変額個人年金保険の新商品 「アダージオ プラス5」を3行で販売開始

- 日本初*、運用成果にかかわらず「5%プラス」の年金原資保証を実現 -

ハートフォード生命保険株式会社（代表取締役社長：デイビッド N. レベンソン）は、2008年10月20日（月）より、変額個人年金保険の新商品「アダージオ プラス5（ファイブ）」を、株式会社北日本銀行（取締役頭取：佐藤 安紀）、株式会社滋賀銀行（取締役頭取：大道 良夫）、株式会社百五銀行（取締役頭取：前田 肇）**において販売を開始します。

「アダージオ プラス5」は、年金原資保証機能を強化し、日本で初めて運用成果にかかわらず10年運用後の資産残高に「5%プラス」した金額を年金原資として保証する変額個人年金保険です。

本商品は、「100%保証だけでは満足できない」というお客様の声を反映し、運用期間満了時の運用成果が基本保険金額を下回った場合には、基本保険金額に「5%プラス」した105%を年金原資として最低保証します。さらに、運用期間満了時の運用成果が基本保険金額を上回った場合にも、基本保険金額の5%を運用成果に上乘せした金額を年金原資として保証します。

さらに、オプションとして120%の目標設定機能を有しており、契約日から5年経過以後に資産残高が目標金額以上に到達した場合、運用成果を確定して年金または一括で早期に受け取ることも可能です。

本商品の特徴である5%プラスの年金原資保証により、お客様は資産を安定的に運用しながら増やすことが可能となります。

変額個人年金保険「アダージオ プラス5」の特徴

- ◆ 5%プラスの年金原資保証（10年の運用期間満了時に適用）
 - ・ 資産残高が基本保険金額を上回った場合は、資産残高に基本保険金額の5%を加算した金額を保証
 - ・ 資産残高が基本保険金額を下回った場合は、基本保険金額の105%を最低保証
（解約時および死亡時等は、5%プラスの適用なし）
- ◆ オプションとして目標値設定機能を付加
 - ・ 基本保険金額の120%を目標値として設定し、契約日から5年経過以後に運用成果を確定
（目標金額以上に到達した場合、5%プラスは適用なし）
- ◆ 途中解約時の解約控除は「なし」（契約時費用として5%控除）

ハートフォード生命は、米国の大手保険および金融サービス会社であるザ・ハートフォード・ファイナンシャル・サービスズ・グループ・インクの日本法人です。2000年12月に営業を開始し、2008年6月末現在、3.8兆円の特別勘定資産残高を有し、変額個人年金保険市場でトップクラスの実績を収めています。当社は、「セカンドライフの達人」として、お客様に安心してセカンドライフを過ごしていただけるよう最適なソリューションを提供するリタイアメント・ソリューションのトップ・ブランドを目指します。

*2008年10月当社調べ

**50音順

「アダージオ プラス5」について
目標設定機能付年金原資保証型変額個人年金保険
変額個人年金保険のリスクと手数料について

変額個人年金保険は一時払保険料をファンドで運用します。ファンドの主要投資対象である投資信託は、国内外の株式・債券等で運用しており、運用実績が保険金額や資産残高・将来の年金額等の増減につながるため、株価や債券価格の下落、為替の変動により、資産残高・解約払戻金額は払込保険料を下回ることがあり、損失が生ずるおそれがあります。

- 本保険商品はハートフォード生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金等とは異なり、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。
 - 解約・一部解約をした場合や年金受取開始日以降に年金の一括受取をした場合等には、一時払保険料相当額の最低保証はありませんので、受取総額が一時払保険料相当額を下回ること（元本割れリスク）があります。
 - 契約時費用：一時払保険料の5%
この保険契約の締結などに必要な費用です。一時払保険料の5%相当額が保険料のファンドへの繰入の際に保険料から控除されます。
 - 保険関係費用：資産残高に対して年率2.65%
新規契約の成立や維持等に必要な費用ならびに死亡保険金を支払うために必要な費用です。ファンドの資産残高に対する割合（率）で決められており、資産残高にこの割合（率）を乗じた金額の1/365が資産残高から毎日控除されます。
 - 運用関係費用：投資信託の信託財産に対して年率0.3200%程度（税抜年率0.3117%程度）
ファンドの運用にかかる費用です。主にファンドが投資する投資信託の信託報酬で、信託財産に対し所定の率を乗じた金額が毎日控除されます。外国投資信託証券を投資対象とする「ファンド・オブ・ファンズ」であるため、ファンド・オブ・ファンズ自身の信託報酬に加え、主要投資対象である外国投資信託証券の信託報酬も考慮した場合の費用です。信託報酬は、投資対象である投資信託にかかる信託報酬年率0.1733%程度（税抜年率0.1650%）と、その投資対象である各外国投資信託証券にかかる信託報酬年率0.14667%との合計年率0.3200%程度（税抜年率0.3117%程度）となります。信託報酬のほか、お客さまにご負担いただく手数料には、信託事務の諸費用、有価証券の売買手数料および消費税等の税金等がかかりますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用はファンドがその保有資産から負担するため、基準価額に反映することになります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により将来変更される可能性があります。
 - 年金管理費：年金額の1%
年金支払の管理にかかる費用です。年金の受取期間中、年金額に対して1%の割合で責任準備金から年金受取時に控除されます。
 - 解約控除：かかりません
- ※この商品にかかる費用の合計額は、「ご契約時の費用（「契約時費用」）」、「運用期間中の費用（「保険関係費用」「運用関係費用」）」、「年金受取期間中の費用（「年金管理費」）」の合計額となります。

以上

別紙：変額個人年金保険「アダージオ プラス5」の商品概要

別紙：商品概要

正式名称	目標設定機能付年金原資保証型変額個人年金保険
加入年齢（被保険者）	0歳～満80歳
保険料払込方法	一時払のみ
払込保険料	200万円～3億円（1円単位）
告知事項	職業告知のみ
特別勘定（ファンド）	名称：世界アセットH9 S S(0809) ※申込期間により変更
	基本配分比率 日本株式インデックス・ファンド：15% 外国株式インデックス・ファンド：25%（為替ヘッジあり） 安定型債券ファンド：60%
運用期間	10年
目標値の設定 （オプション）	基本保険金額の120%を目標値として設定可 契約日からその日を含めて5年経過した日の前日までの間であれば、目標値の設定・解除を行うことが可能 ※目標金額以上に到達した場合は5%は加算されない ※目標金額以上に到達せずに運用期間が満了した場合は、資産残高または基本保険金額のいずれか大きい金額に基本保険金額の5%が加算される
年金種類	確定年金（年金支払期間：10年） 年金移行時に以下の年金種類へ変更可能
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 確定年金（年金支払期間5・15・20年より選択） ■ 保証期間付終身年金（保証期間5・10・15・20年より選択） ■ 保証期間付夫婦年金（保証期間5・10・15・20年より選択） ※年金受取にかえて一括受取も可能
付加できる特約	相続年金支払特約
増額	取扱なし
クーリング・オフ制度 （お申し込みの撤回等）	申込者または契約者は、クーリング・オフ制度について記載した書面の交付日とご契約の申込日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内（消印有効）であれば、書面により申込の撤回等を行うことが可能
ご契約時の費用	契約時費用：一時払保険料の5%
運用期間中の費用	保険関係費用：資産残高に対して年率 2.65% 運用関係費用：投資信託の信託財産に対して年率 0.3200%程度 （税抜年率 0.3117%程度）
年金支払中の費用	年金管理費：年金額の1%（年金支払時に控除）
解約控除	なし

本リリースに記載されている過去の実績は将来の実績を示すものではありません。本保険商品は、将来受け取る保険金額や解約時の払戻金額などがファンドの運用実績によって変動する変額個人年金保険です。本保険商品のご購入の検討にあたっては、「契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）／ご契約のしおり・約款／特別勘定のしおり」をご覧のうえ、必ず変額保険販売資格を持つ募集人にご相談ください。また、本リリースは販売促進およびマーケティングの一環として作成されており、ファイナンシャル・プランニングおよび法律に関する助言を提供するものではありません。これらに関しましては、専門家にご相談ください。

また、本リリースには、米国1995年私募証券訴訟改正法(Private Securities Litigation Reform Act of 1995)において定義されている将来の見通しに関する情報が含まれています。投資家の皆様にはこのような将来の見通しに関する情報が、当社の将来の業績を保証するものではなく、また実際の業績は大きく異なる可能性があることをご了解願います。また投資家の皆様におかれましては、当該リスクおよび不確定要素は将来の当社業績に影響を及ぼす可能性があることをご理解いただきたいと思います。このような重要なリスクおよび不確定要素には、米国証券取引法により報告が義務付けられている四半期の報告書(10-Q)や2007年の年次報告書(10-K)に記載されている項目が含まれます。また、当社では、本リリース発表後にその内容を更新する義務を負いません。